

3 環境共生さきがけのまち

(1) 環境にやさしい生活を進めます

1 現状と課題

温室効果ガスの増加による地球温暖化はさまざまな問題を発生させ、本市にも大きな影響を及ぼす可能性があります。本市においては温暖化問題に取り組むNPOが他市にさきがけて立ち上げられ、小学5年生を対象に地球環境問題の授業や環境家計簿の活用を促進するなど先進的な取組が行われてきました。本市も公共施設環境家計簿などの取組を進めています。しかし、依然として本市の温室効果ガスの排出量は大きな値を示しています。

また、全国にさきがけて大型ごみの再生を行う市民工房を設置したほか、資源物の集団回収や経済的手法を活用するなど、さまざまな発生抑制、再使用、再資源化に取り組み、ごみの減量は進みつつあるものの、まだ多くのごみが焼却されています。

これらの環境問題について、市民・事業者の意識は向上していますが、必ずしも、実際の行動にはつながってはいません。

このような現状を克服するためには、限られた資源やエネルギーを有効に活用し、自然エネルギーへの切り替えや消費行動の見直し、みどりの保全、公共交通機関への転換を行うなど、環境にやさしいライフスタイルへの変革が必要であることを認識し、行動につなげていくことが重要です。これまで行ってきたさきがけとなる取組についても改善を図るなど、温室効果ガスの削減に向かって、さらに推進する必要があります。

併せて、ごみの発生抑制や再使用、再資源化を推進する循環型社会への転換を実現していく必要があります。

2 基本方針

- 市民、事業者、行政は、エコライフ・エコオフィスの取組を進め、省資源化・省エネルギー化をはじめ、自然エネルギーの利用など、環境にやさしいライフスタイルへの変革を進めます。
- 市民、事業者、行政は、大量消費、大量廃棄を行う生活や事業活動などを見直し、ごみの3 R^{*}（発生抑制、再使用、再資源化）、分別排出を実践し、循環型社会への転換を進めます。

※なお、温室効果ガスの削減には、みどりの保全や公共交通機関への転換は大きな柱ですが、これらの方針などについては、3-(2)・(3)で取り扱います。

3. 取組の体系

環境にやさしい生活を進めます

→ 省資源、省エネルギー、自然エネルギー化を進めます

→ ごみの3Rを進めます

(取組の内容)

①省資源、省エネルギー、自然エネルギー化を進めます

市民、事業者、行政は、地縁団体やNPOなどとともに、環境学習、市民講座、さまざまなメディアなどを通じて、電気やガス、水道などの無駄を減らすことの重要性を認識し、省資源、省エネルギー化を進めていきます。また、太陽光発電などの自然エネルギーや雨水の活用などの取組を広げ、温暖化対策や生活環境への配慮など、低炭素社会の実現に向けた環境にやさしいライフスタイル・事業活動を拡大します。

②ごみの3Rを進めます

市民、事業者、行政は、それぞれの果たすべき責任と役割を共有し、資源物の集団回収や不用物の有効活用、容器包装の削減を図るなど、家庭ごみや事業系ごみの3Rに努め、自らのライフスタイルや事業活動の見直しを進めます。また、やむを得ず廃棄物となるものは、市などが公害防止などに配慮しながら焼却や埋立を行うなど適正に処理します。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- エコライフの情報収集に努め、自然エネルギーや雨水を活用するなど、電気、ガス、水道などの無駄を減らし、環境にやさしい生活をめざします。
- 家電・機器の買替や住宅の建替、改修にあたっては、省エネルギー化を進めます。
- 大量消費、大量廃棄を行う生活を改め、物を大事にする生活を実践します。
- 生ごみ堆肥化などのバイオマス^{*}の活用やマイバッグの利用などでごみの発生を抑制するとともに、資源物の集団回収に参加するなど、ごみの分別の徹底や再使用、再資源化を進めます。

【自治会やNPOなど】

- 個人で取り組みやすい節約のノウハウやエコライフの情報などを普及させます。
- エコライフ・エコオフィスの知識や情報の共有化を進めます。
- 学校や地域での環境学習を推進します。
- 資源物の集団回収や分別収集、バイオマスの活用の取組など、再使用・再資源化の推進役をめざします。

【事業者】

- 電気、ガス、水道などの無駄を減らし、資源の有効活用や省エネ機器への切り替えを行うなどエコオフィス化を進めます。
- 公害を防止するとともに、生活環境にも配慮した事業活動を行います。
- 事業系廃棄物減量等計画書を作成し、実行します。
- レジ袋の廃止や簡易包装に努め、不用物の有効利用を図るなど、事業系ごみの発生抑制や再使用、再資源化を図ります。
- やむを得ず排出するごみは適正な分別を行います。
- 廃食用油や生ごみなどのバイオマスの有効活用を進めます。

【行政】

- 省エネ住宅、省エネ家電、自然エネルギー機器の普及・促進に努めます。
- 市民や事業者、学校、地域でのエコライフ・エコオフィスの取組を支援します。
- 公共施設などの省エネルギー化や自然エネルギーの導入を進めます。
- 分別収集を徹底し、ごみの発生抑制や資源化を推進します。
- 集団回収団体・回収業者の再生資源回収の取組を奨励し、集団回収制度を促進します。
- 事業系ごみの資源化推進モデルとして、公共施設などの剪定枝・生ごみの堆肥化や廃食用油などのバイオマスの有効活用を進めます。
- 現環境クリーンセンター・リサイクルセンターの長期活用を図るため、施設の計画的な管理・保全に努めます。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値 2008(平成20) 年度	目標値 2015(平成27) 年度	目標値 2020(平成32) 年度
1	地球環境保全のために意識・行動している市民の割合	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★	45.9%	60%	90%
2	積極的にごみ減量・資源化に取り組んでいる市民の割合	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★	52.6%	60%	90%
3	温室効果ガスの削減率	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★	12.3%増	9.5%減	25%減

【成果指標設定の考え方】

- 1 環境にやさしいライフスタイル・事業活動の拡大のためには、市民一人ひとりが身近な問題としてとらえることが必要であることから、箕面市市民満足度アンケートにおける地球環境保全意識の向上と行動の推進状況を指標に設定し、最終目標値を90%とする。
- 2 環境保全のための具体的な取組として、ごみ減量や資源化などに取り組んでいる市民の割合が増えることが環境にやさしいまちづくりに貢献するものとして指標に設定し、最終目標値を90%とする。
- 3 環境負荷を低減させるための取組状況を示すものとして、気候変動枠組条約において基準年とされている1990年（平成2年）に対する箕面市の温室効果ガスの削減率を指標に設定する。最終目標値を、気候変動枠組条約第15回締約国会議において表明した、2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）比で25%削減するという国の目標に合わせて設定し、5年後は現状値との中間値を目標とする。

【関連計画】

- 第2次箕面市快適環境づくり計画（2011年（平成23年）3月策定予定。
地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を含む）
- 箕面市ごみ処理基本計画

(2) 市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくりま

1 現状と課題

市街地には、社寺林などの林や巨木が点在しています。こうした資源は地域のシンボルとして市民に親しまれ、一部は市が保護樹林や保護樹木に指定しています。公園や緑地では、市民による美化・緑化活動が展開されています。また、住宅や店舗などの新築、増改築時には、まちづくり推進条例などにより一定基準の緑化が行われているほか、旧来からの住宅地では、生垣などによる緑化が行われています。

しかし、こうしたみどりが維持継続されるためには、市民による地道な取組が必要で、市街地の田畑についても農業者の高齢化や後継者不足などによって、年々減少傾向にあります。

市街地のみどりの保全・育成は、山間・山麓部のみどりとともに、地球環境保全や豊かな住環境の大きな要素であり、市民の不断の努力により保全・育成されるものです。市民の身近なみどりに対する意識の高揚と、地域性や土地利用状況に応じた取組を活発にし、分散・点在しがちな市街地のみどりを線や面として繋げていくことが必要です。

今後、残された空閑地や既成市街地での土地利用の変更に際しては、緑化や緑地の保全を図るとともに、環境共生型の建物の普及^{*}に努めることなどが課題となっています。

また、重要なライフラインの一つである上水道・下水道の整備はほぼ100%に達していますが、今後は、安全性や安定性の確保とともに環境への配慮が重視されます。

2 基本方針

- 市街地の緑化や市街地における緑地、水辺環境の保全を進め、みどりあふれる都市景観の形成とともに、ヒートアイランド^{*}対策としての効果を高めます。
- 市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしつつ互いに連携することにより市街地の緑化や緑地の保全を進めるとともに、みどりや自然エネルギーを生活に取り入れた、快適で環境にやさしい循環型のまちづくりを進めます。
- 地球環境に配慮しながら、安全、安心が持続する上下水道事業を計画的に推進します。

3. 取組の体系

市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります

- みどりの都市景観を形成し、環境共生のまちづくりを進めます
- みどりや自然エネルギーを取り入れた環境共生型のまちづくりを進めます
- 地球環境に配慮した上下水道事業を経営します

(取組の内容)

①みどりの都市景観を形成し、環境共生のまちづくりを進めます

公園、道路、河川などの公共空間のみどりと水辺環境を市民協働で心安らぐみどり空間として適切に保全します。また、社寺林などのまとまったみどりや住宅敷地内のみどりなど民有空間のみどりについても地域や個人での積極的な保全活動を支援します。農地についても貴重なみどり空間として維持していけるよう、農業者だけでなく市民とも連携した取組を推進します。

②みどりや自然エネルギーを取り入れた環境共生型のまちづくりを進めます

地球環境保全などの市民・事業者の意識を高めるとともに、国、府の補助金支援施策などを積極的に活用することによる省エネルギー化や、みどりや風・太陽光などの自然エネルギーを取り入れた環境共生型の住宅や事業所の普及・促進に努めることを通じて快適で環境にやさしい循環型のまちづくりを推進します。

③地球環境に配慮した上下水道事業を経営します

上下水道事業は、計画的な改築・更新、効率的な維持管理を図り、環境・エネルギー対策と同時に低コストの事業運営に努め、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインとして、安定的、継続的な経営を行います。

4 各主体の主な役割

【市民】

- 自宅の庭や生垣、ベランダなどでの植栽活動など家庭での緑化や環境共生型住宅への転換に努めます。
- 身近な緑地や水辺環境保全の取組に積極的に参加します。
- 農地を農業者以外の市民も含め市民協働で支えていく活動、地産地消^{*}などを促進します。
- 農業者は優良な農地の保全と安全・安心な農産物の安定供給に努めます。
- 雨水の散水利用や地面への浸透、水道水の節水及び下水（汚水）の適切な排水に努めます。

【自治会やNPOなど】

- まとまった林や巨木などを地域ぐるみで守っていく活動を行います。
- 地域の身近な公共施設である公園や街路樹などの自主管理活動を通じたみどりの維持、保全活動を行います。
- 市街地のみどりを守るため、情報やノウハウを共有し情報発信するコーディネーターの役割を担い、相互にネットワークを広げます。
- 地域における緑化協定などのルールづくりを行います。
- 市民や事業者に対して環境共生型建物の普及・啓発に努めます。
- 地域における緑地や水辺環境保全に取り組みます。
- 市民や事業者に対して、雨水活用の普及・啓発、水道水の節水及び下水（汚水）の適切な排水を啓発します。

【事業者】

- 寄附、市民活動への支援などを通じて、緑化における地域貢献を積極的に行います。
- 事業所の緑化や環境共生型事業所への転換に努めます。
- 地域における緑地や水辺環境保全の取組に協力します。
- 雨水の散水利用や地面への浸透、水道水の節水及び下水（汚水）の適切な排水に努めます。

【行政】

- 市民や企業が行う緑化活動を支援します。
- 公園、道路、河川などの計画的整備と市民協働による維持管理を推進します。
- 条例などの適正な運用や地域の取組を支援することにより、市街地の緑化を誘導します。
- 環境共生型建物の普及に努めます。
- 地域と共に市街地の緑地保全や水辺環境の保全に取り組みます。
- 雨水の散水利用や地面への浸透、水道水の節水及び下水（汚水）の適切な排水に努めます。
- 上下水道施設の計画的・効率的な整備・保全に取り組み、経済的な事業運営に努めます。

5 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値 2008(平成20) 年度	目標値 2015(平成27) 年度	目標値 2020(平成32) 年度
1	緑化空間面積	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★★★	2,651ha	2,708ha	2,756ha
2	まちなかのみどり支援制度 助成件数	市民 ★★★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★	77件 (保護樹 木・樹林)	120件	150件
3	長期優良住宅の認定戸数	市民 ★★★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★	0戸	560戸	960戸
4	上水道経費回収率	市民 ★★★★★ 事業者 ★★★★★ 行政 ★★★★★	93.5%	96%以上	100%以上
5	下水道経費回収率	市民 ★★★★★ 事業者 ★★★★★ 行政 ★★★★★	106.1%	105%以上	105%以上

【成果指標設定の考え方】

- 1 市街地におけるみどりの保全・育成により、まちなかのみどり空間を増やすことは、みどり豊かな都市景観を形成することにつながるため、箕面市みどりの基本計画に基づく緑地（都市公園、自然公園、近郊緑地など）面積の合計を指標に設定する。前後期で2%ずつ増加することを目標とし、最終目標値を2,756haとする。
- 2 山間・山麓部のみどりとともに市街地に広がる農地や公園、街路樹など身近なみどりを守り育てることが豊かな環境をはぐくむため、まちなかのみどり支援制度（市街地部の民有空間のみどりを守り育てる取組への助成）で助成した件数を指標に設定し、最終目標値を150件とする。
- 3 安心して住み続けられる住宅を的確に表す制度として長期優良住宅認定制度（2009年（平成21年）6月創設）があるため、長期優良住宅の認定戸数を指標に設定する。年80戸の増を目標とし、最終目標値を960戸とする。
- 4 上水道事業の安定的、継続的な経営をはかる指標として、経費回収率（上水道料金でどれだけ給水原価を回収できているかを表すもの）を設定する。今後、更新費用が発生するので、最終目標値を100%以上とする。
- 5 下水道事業の安定的、継続的な経営をはかる指標として、経費回収率（下水道使用料でどれだけ下水処理原価を回収できているかを表すもの）を設定し、最終目標値を105%以上とする。

【関連計画】

- 箕面市都市計画マスタープラン
- 箕面市都市景観基本計画
- 箕面市みどりの基本計画
- 箕面市新農業基本指針
- 第2次箕面市快適環境づくり計画（2011年（平成23年）3月策定予定。
地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を含む）
- 箕面市上下水道事業経営ビジョン

(3) 人と環境にやさしい交通体系を整えます

1. 現状と課題

本市の交通は、国道171号や423号など主要な道路が縦横に結ばれ、都心へのアクセス性は公共交通（鉄道・バス）よりも自動車によるアクセスが良いこともあり、自動車に過度に依存している状況です。

また、高齢化の進展や環境問題の深刻化が進む中で、歩行者・自転車の安全確保や環境に配慮した交通ネットワークの拡充・保全などを図ることも課題となっています。

今後、高齢化の進展により、自家用車の運転を控える市民が増えることや環境負荷の軽減などを図るために、鉄道やバスなどの公共交通の充実がますます重要となります。

しかし、都市における鉄道の延伸は、事業費が巨額となることから、市財政への影響が懸念されます。

2. 基本方針

- 市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより低公害車の普及と公共交通への転換を進めます。
- 歩行者・自転車の安全確保や環境に配慮しながら円滑な交通ネットワークの形成を進めます。
- 利用者である市民、公共交通を運行する交通事業者と行政が協力・連携し、鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実を図ります。

3. 取組の体系

人と環境にやさしい交通体系を整えます

- 自動車による環境負荷を軽減します
- 歩行者・自転車にやさしい交通基盤を整えます
- 鉄道・バスなど公共交通の充実を図ります

(取組の内容)

①自動車による環境負荷を軽減します

自動車から発生する温室効果ガスを削減するため、鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性向上や積極的な情報提供などにより、自動車から公共交通機関への利用転換が進むように、市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携し、低公害車の普及及び公共交通の利用促進を進めます。

②歩行者・自転車にやさしい交通基盤を整えます

歩行者・自転車の市内移動に関して、安全性や快適性・利便性の向上が図れるよう歩行者空間や自転車走行空間の環境整備を行うことで自転車のみちなどの道路ネットワークを形成することや駐輪場の整備改修を進めます。

また、環境に配慮しながら計画的な道路整備と円滑な道路交通ネットワークの拡充・保全を進めます。

③鉄道・バスなどの公共交通の充実を図ります

利用者である市民、公共交通を運行する交通事業者と行政が協力・連携し、鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実を図ります。特に、鉄道の延伸に関しては、過度な財政負担とならないよう関係者と協議を進め、新駅を中心とした総合交通体系の確立をめざします。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- 低公害車への転換に努めるとともに、自家用車の利用を控えバスなどの公共交通の利用に努めます。
- 歩行者・自転車の安全確保に向けた整備・改修工事や交通規制などに協力します。
- 円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・改修工事などに協力します。
- 鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に向けた取組に積極的に参加します。

【自治会やNPOなど】

- 市民や事業者に対して、低公害車への転換や公共交通の利用促進に向けた啓発に努めます。
- 歩行者・自転車の安全確保に向けた整備・改修工事や交通規制などに協力します。
- 円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・改修工事などに協力します。
- 鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に向けた取組に積極的に参加、協力するとともに、地域住民・市民・事業者への啓発に努めます。

【事業者】

- 低公害車への転換に努めるとともに、通勤、業務時の車の利用を控えバスなどの公共交通の利用に努めます。
- 歩行者・自転車の安全確保に向けた整備・改修工事や交通規制などに協力します。
- 円滑な道路ネットワークの形成に向けた整備・改修工事に協力します。
- 鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に向けた取組に積極的に参加、協力します。

【行政】

- 低公害車の普及に努めるとともに、公共交通の利用促進策に取り組みます。
- 歩行者・自転車の安全確保に向けた整備・改修工事や交通規制及び駐輪場の整備改修などに取り組みます。
- 円滑な道路ネットワークの形成に向けた整備・改修工事に取り組みます。
- 鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に取り組みます。また、公共交通の利用者である市民と一体となって取り組むため、積極的な情報提供に努めます。
- 広域的な交通基盤の整備にあたっては、環境への配慮に努めるとともに、過度な財政負担の軽減に向けて事業費の縮減や負担の平準化に取り組みます。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値 2008(平成20) 年度	目標値 2015(平成27) 年度	目標値 2020(平成32) 年度
1	自家用車の利用率	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★	28%	26.5%	22.4%
2	徒歩・自転車で移動する人の割合	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★	19%	20.9%	22.8%
3	鉄道・バスの1日の乗降客数	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★	鉄道 36,669人	38,500人	89,800人
			バス 30,795人	31,400人	27,000人

【成果指標設定の考え方】

- 1 自動車から公共交通機関への利用転換が進むことが、自動車による環境負荷の軽減につながることから、主な外出先へ行く時の交通手段のうち自家用車の割合を指標に設定し、最終目標値を22.4%とする。
- 2 歩行者・自転車にやさしい交通基盤を整備した結果、徒歩・自転車で移動する割合が増えると考えられることから、歩行者・自転車の交通量の割合を指標とする。前後期で1.9ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を22.8%とする。
- 3 鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実は、鉄道・バスの乗降客数に反映されることから、1日の乗降客数を指標に設定し、最終目標値を鉄道89,800人、バス27,000人とする。

【関連計画】

- 箕面市交通体系マスタープラン
- 箕面市道路整備指針
- 箕面市自転車のみちネットワーク化計画

